



2019年5月27日

各 位

会 社 名 株式会社トリドールホールディングス  
(コード番号 3397 東証第一部)  
代 表 者 名 代表取締役社長 栗田 貴也  
問 合 せ 先 常務取締役経営企画室長 小林 寛之  
電 話 番 号 078-200-3430

### 本店移転および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年5月27日開催の取締役会において、2019年6月27日開催予定の第29回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に定款一部変更について付議することおよび本定時株主総会において前記定款一部変更が承認されることを条件として本店移転を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本店移転

##### (1) 移転の理由

当社は、グローバルにビジネスを展開する当社グループの中核拠点としての機能およびグループ全体を牽引する役割の強化を図るため、本店を移転するものであります。

##### (2) 新本店所在地

東京都渋谷区道玄坂1-21-1

##### (3) 日程

本店移転日は、2019年8月31日までに開催される取締役会において決定する予定であります。

##### (4) 業績への影響

2019年5月14日公表の2020年3月期の連結業績予想に織り込み済みであります。

#### 2. 定款一部変更

##### (1) 定款変更の目的

前項記載のとおり、現行定款第3条（本店の所在地）に定める本店所在地を「兵庫県神戸市」から「東京都渋谷区」に変更するものであります。

##### (2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。



(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(本店所在地) 第3条 当社は、本店を <u>兵庫県神戸市</u> に置く。 附則 第2条 前条および本条は、 <u>平成37年</u> 6月26日をもって削除する。 (新設)	(本店所在地) 第3条 当社は、本店を <u>東京都渋谷区</u> に置く。 附則 第2条 前条および本条は、 <u>令和7年</u> 6月26日をもって削除する。 <u>第3条 第3条(本店の所在地)の変更は、令和元年8月31日までに開催される取締役会において決定される本店移転日をもって効力を生ずるものとし、本附則は、本店移転の効力発生日にこれを削除する。</u>

(3) 日程

取締役会 2019年5月27日

本定時株主総会 2019年6月27日 (予定)

効力発生日 2019年8月31日までに開催される取締役会において決定される本店移転日をもって効力を生ずるものとする。

以 上